

# 第4章 基本目標ごとの施策の方針と具体的な対応策

## 1 ともに理解し合い、支え合い、高め合うために ～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

### 施策の方針

すべての市民がともに理解し合い、支え合い、高め合う共生社会を築くためには、障害の有無に関係なく、差別や偏見にとらわれない自由な生き方ができる社会の実現が必要となっています。

本市では引き続き、障害への正しい理解促進や情報の提供に努め、障害の有無に関わらずすべての市民が社会の構成員としてともに生活し、互いが個人として尊重し合う「人権文化」の根付いた地域共生社会の実現に向けて取組を促進します。

### ■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害のある人の人権をテーマに開催した自治会人権・同和問題学習会の数	人権政策課	4回	10回	10回	10回
手話通訳者派遣回数	障害福祉課	558件	627件	704件	791件
障害者スポーツ大会参加者数	障害福祉課	延べ35名	39名	42名	46名

### 具体的な対応策

#### (1) 相互理解の促進と心のバリアフリー化の推進

障害を理由とする不平等な扱いや不合理な差別・偏見を受けることで、日常生活や社会生活に制約が生じることは「基本的人権」に関わる問題です。平成28年施行の「障害者差別解消法」を踏まえて、本市では「差別の禁止」については障害のある人だけでなく、すべての市民に関わる問題として認識し、差別解消に向けた取組を推進しています。

障害理解の促進に向けては就労や教育、日常生活の場において障害に関する教育プログラムや啓発活動を展開し、障害の多様性や適切な対応方法について理解を深める機会を創出するとともに、引き続き各種情報媒体を用いた情報提供に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①障害の理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市ホームページや広報紙「広報もりやま」、有線放送、出前講座、研修会等を通じた啓発・広報活動を引き続き実施する。</li> <li>○障害のある人への理解を深めるため、市社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動等を支援する。</li> <li>○福祉保健センター内にコーナーを設け、積極的に市内事業所のお知らせ、イベント開催等の案内を行う。</li> <li>○もりやまふれあいフェアを開催し、市民の障害への理解を深める。</li> <li>○障害者週間*にあわせ、市広報や街頭啓発等により周知を図る。</li> </ul>	障害福祉課
②民生委員・児童委員の自主研修活動への支援や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市社会福祉協議会と連携し、障害のある人への正しい理解や認識をさらに深めるための、民生委員・児童委員の自主研修を支援するとともに、障害者福祉に関する研修機会の充実を図り、地域での相談体制の充実をめざす。</li> </ul>	障害福祉課 健康福祉政策課
③まちづくり人権教育推進協議会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、自治会人権・同和問題学習会の開催を通じて、「障害者差別解消法」や障害のある人について理解の促進を図る。</li> </ul>	人権政策課
④障害を理由とする差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年4月からの合理的配慮義務化に伴い、「障害者差別解消法」および「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」について、市広報等を活用しより広く差別解消に向けての啓発を行っていく。</li> <li>○差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集および市自立支援協議会等へ情報提供等、解消に向けて取り組む。</li> </ul>	障害福祉課
⑤市職員の障害者福祉に関する行事、イベント等への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員の障害者福祉に関する意識を高めるため、研修等を継続的に実施する。</li> <li>○障害者福祉に関する行事、イベント、研修会等への積極的な参加を促進する。</li> </ul>	人事課 人権政策課

## (2) 情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進

視覚障害・聴覚障害のある人等、個々の特性に応じたわかりやすい情報提供は重要であり、情報の入手が困難な人に対する、円滑な情報提供と柔軟なコミュニケーションがとれる環境づくりが必要です。例えば、災害発生時等緊急時には、障害のある人も含めた、すべての市民の安全を守る情報伝達体制を整備することや、選挙時における投票機会の確保をはじめ、選挙に関する情報を提供することなど、合理的配慮の提供が求められます。さらに、民間事業者等に対する合理的配慮の義務化についても広く周知し、市施策のみならず地域全体に合理的配慮の重要性が根付くよう浸透に努めます。

障害のある人が行政情報等の多様な情報に接することで、個々の能力を引き出し、自立した生活や社会参加が行えるよう、コミュニケーション手段の充実として情報通信技術（ICT）の活用の推進や、障害福祉サービスのスムーズな利用の支援として、市をはじめ関係機関、事業者等から正確かつ迅速に情報が届くよう、情報提供体制の整備向上を図ります。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①障害福祉サービス等の情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービスの案内冊子「もりやまの障害福祉のしおり」や市ホームページ、広報紙「広報もりやま」等において、障害福祉サービス等に関する最新情報の提供に努める。</li> <li>○法改正等については、制度の変更点や仕組み等のわかりやすい情報提供を検証し、情報バリアフリー化を推進していく。</li> <li>○障害者のための国際シンボルマーク*、ヘルプマーク*（ヘルプカード）、耳マーク*等障害のある人に関する各種のマークについて、周知・啓発を図る。</li> <li>○視覚障害のある人への情報バリアフリーの一環として、ごみカレンダーや「モーリーカー」時刻表の音声CDを作成し希望者に配布する。</li> </ul>	障害福祉課
②「声の広報」「点字広報」の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「広報もりやま」に事業内容を掲載するなど、希望される方に情報が提供されるよう取り組む。</li> <li>○視覚障害のある人へ「広報もりやま」の情報が提供されるよう、「声の広報」「点字広報」の作成・配布をおうなう。</li> </ul>	障害福祉課

施策項目	次期計画における取組	担当課
③情報通信技術（ICT）を活用した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話・スマートフォンから利用できる聴覚障害者メール中継サービス*や、外出先での119番通報に対応した「NET119緊急通報システム*」等の情報伝達サービスを広く周知し、推進する。</li> <li>○スマートフォンやタブレット等の情報通信技術（ICT）を活用した市ホームページや電子メールによる危機管理情報等の提供を充実する。</li> <li>○市ホームページのリニューアル（令和5年9月1日）にともない、アクセシビリティ機能を強化し、特に聴覚の障害がある人に対して分かりやすいホームページになるよう市全体で作成に取り組む。</li> </ul>	障害福祉課
④コミュニケーション支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聴覚障害・視覚障害等により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、点訳、音訳等による支援事業等を行う。</li> <li>○行事等の主催者に対し、意思疎通を図ることに支障がある人への配慮等について啓発する。</li> <li>○聴覚、視覚ともに障害のある盲ろう者向け通訳者・介助員派遣を引き続き実施する。</li> <li>○聴覚に障害のある人に対し、必要に応じてタブレット端末等を利用した遠隔での手話通訳による支援を行う。</li> </ul>	障害福祉課
⑤手話通訳者の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手話通訳者登録者の確保および養成の推進に向け、手話講座を引き続き開催し、市単独実施のメリットを活かした、より参加しやすい講座運営に努める。また、手話講座等の実施回数の増加を図る。</li> <li>○手話講座等の開催による奉仕員から手話通訳者登録につながるよう、手話講座受講後の受講生の支援を行う。</li> <li>○講座参加者へ案内等を行うことにより、手話サークルとの連携を深めるよう努める。</li> </ul>	障害福祉課
⑥要約筆記者の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要約筆記者を十分活用してもらえるよう要約筆記者派遣事業の広報・PRを行う。</li> </ul>	障害福祉課
⑦点訳ボランティアの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアの成り手不足を解消するために、点訳ボランティア養成講座の開催等を検討する。</li> </ul>	障害福祉課

### (3) 交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進

障害の有無に関係なく、すべての市民がともに支え合い、互いに尊重し合いながら暮らす真の共生社会の実現のためには、市民が障害のある人について正しく認識し理解するとともに、相互のふれあいや交流機会を積極的に設けることが重要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響から、交流や活動等の機会が著しく減少し、地域行事やスポーツ等のイベント実施が困難な状況が続いていました。今後は活動の再開やイベントの継続的な開催に向け、交流機会の促進を図るとともに、障害のある人同士や市民との交流、生涯学習やスポーツ活動の機会の提供、読書環境の整備など、障害の特性に応じた合理的配慮を図りながら、社会参加の機会の確保に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①地域行事への参加	<ul style="list-style-type: none"><li>○「合理的配慮」の周知・啓発を行い、祭りや運動会等の地域の行事に、障害のある人が参加しやすくなるよう支援を行う。</li><li>○「わ」で輝く自治会応援報償事業を活用し、自治会事業における交流機会の充実を図る。</li></ul>	障害福祉課 市民協働課
②交流の場の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域住民が、障害のある人とふれあい、それをきっかけとして障害のある人への理解が深められるように、「もりやまふれあいフェア」等の交流イベントを見直しながら継続的に実施するとともに、参加者の促進に努める。</li><li>○市内施設事業所の自主製品の展示・販売、創作活動、文化芸能発表、講演会、スタンプラリー等により、障害のある人の活動の場を広げる。</li><li>○他行事との連携や障害者スポーツ等を体験できる機会を設けるなど、イベント等への参加者の拡大を図る。</li><li>○各種関係団体、機関、ボランティア等の協力のもと、既存交流イベント等の内容の充実を図る。</li></ul>	障害福祉課

施策項目	次期計画における取組	担当課
③各種講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害についての理解を広めるため、市広報や市ホームページ、「もりやまふれあいフェア」等のイベントにおいても、広報・啓発活動を引き続き実施する。また、近隣市と連携する中、理解促進のための講座を実施する。</li> <li>○地域社会全体に発達障害や発達特性への理解を広げ、深めていくため、定期的に市民啓発講座を実施する。</li> <li>○各種講座における地域住民の参加を促進するため、周知・啓発を促進する。</li> </ul>	障害福祉課 発達支援課
④障害者スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人の健康保持・増進を図るため、関係機関、団体等と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援する。</li> <li>○活動成果の発表と交流の場として、障害者のスポーツ大会等への参加を促進する。</li> <li>○障害者のスポーツ大会等の周知をすることで、スポーツ活動を推進し、障害のある人の健康の増進を図る。</li> <li>○障害者スポーツ(パラリンピック、デフリンピック等)の競技の紹介を通じて、障害の有無に関わらずスポーツの参加を促し、障害のある人への理解と交流を図る。</li> <li>○障害のある人が参加できるイベントの充実、障害者スポーツ大会等の周知や開催支援により、余暇活動の充実を図る。</li> <li>○関係団体と連携する中、パラスポーツ(ゴールボール、ボッチャ)体験会を実施し、障害のある人と健常者との交流を図る。</li> <li>○本市ゆかりの選手が世界や全国で活躍されることを後押しするため、スポーツ顕彰や激励金を交付する。</li> </ul>	障害福祉課 スポーツ振興課
⑤文化・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人が参加しやすく、気軽に文化芸術などに親しめるよう、関係課で連携強化を図り、レクリエーション活動、文化事業、読書環境整備などを進める。また、受動的な取組とならないよう注意し、主体的に参加できる取組に努める。</li> <li>○障害のある人も気軽に文化芸術に親しめるよう、各方面からの意見を取り入れて文化事業を進める。</li> <li>○障害のある人の文化活動を支援するため、滋賀県等が提唱する障害のある人の芸術活動を支援する。</li> </ul>	障害福祉課 社会教育・文化振興課

#### (4) 地域福祉の視点に立った活動の推進

地域福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、互いに支え助け合おうとする精神であり、社会をつくり上げ支えていくのは、その地域に暮らすすべての市民です。

地域で暮らす障害のある人、高齢者、子ども等のすべての市民が、手をたずさえて生活できる地域共生社会の実現に向けた取組を、さらに推進していくことが重要です。

その人らしく安心して充実した生活が送れるよう、地域の様々な課題を我が事として捉え、その課題を地域のなかで解決していけるよう、誰もが助け合い、支え合うことのできる地域共生社会を目指します。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①ボランティア活動への支援	○市社会福祉協議会と連携し、気軽にボランティア活動に参加してもらえるよう、更なるボランティア情報の共有とニーズ調整、活動の場の提供等の支援を図る。	障害福祉課 健康福祉政策課
②住民参加型福祉活動への支援	○地域住民による非営利活動団体等の育成と、その活動に対する支援を図る。 ○市民提案型まちづくり支援事業への応募に対し、審査のうえ、助成を行う。 ○市民活動やボランティア活動に取り組む団体に対して、「市民提案型まちづくり支援事業」を広く周知するとともに、活動資金の助成だけでなく市民活動等に関する各種相談にも対応する。	市民協働課
③福祉ニーズを把握するための仕組みづくり	○相談先としての民生委員・児童委員等の周知を図る。 ○障害者相談員、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の活動の連携を強化し、障害のある人等、地域で支援が必要な人の状況と福祉ニーズの把握を継続して行う。 ○地域住民へ広く周知するため、様々な媒体を用いた情報提供を行う。	障害福祉課 健康福祉政策課
④地域での助け合い活動の推進	○地域住民の理解と協力により、民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティア等が連携・協力し、地域による助け合い活動を促進する。 ○避難行動要支援者支援制度の推進や、「見守り活動支援制度」の周知と活用を図り、障害のある人などに対する声かけや見守り等の地域における支援活動を促進する。 ○避難行動要支援者名簿について、対象者の方が理解しやすい説明を行う	健康福祉政策課

## (5) 障害や難病・依存症等に関する理解促進

近年では発達障害についての研究が進んでいるものの、市民の理解はまだまだ十分とはいえず、多様な障害に対して一層理解を促すとともに、障害のある人やその保護者が悩みやストレスを抱え込むことが無いよう、気軽に相談できる支援体制の充実が求められます。

また、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、同法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定されるなど、ギャンブル依存症やアルコール・薬物等に対する依存症についての取組の推進が求められています。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①障害理解を深めるための各種講座等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者週間に合わせた啓発について、市広報等により周知を図り、街頭啓発等を行う。</li> <li>○世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間（4月2日～8日）にあわせた啓発について、市広報等により周知を図る。</li> <li>○市広報、市ホームページ等において発達障害についての理解を広め・深めるため、啓発・広報活動を引き続き実施する。</li> <li>○障害のある人もない人もともにふれあい、学べるような内容も考慮した取組を充実する。</li> <li>○視覚障害や聴覚障害等、それぞれの障害にあった内容の学習の機会の提供を図る。</li> <li>○障害のある人の作品を展示する等、公民館への来館の機会の拡大を図る。</li> <li>○障害のある人に講師をしていただくなど、ともに学べる講座の開催を図る。</li> <li>○障害のある人への理解を深めるため、市社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動等を支援する。（再掲）</li> <li>○図書館や福祉保健センター内にコーナーを設け、積極的に市内事業所のお知らせ、イベント開催等の案内を行う。（再掲）</li> <li>○もりやまふれあいフェアを開催し、市民の障害への理解を深める。（再掲）</li> <li>○地域社会全体に、発達障害や発達特性への理解を広げ、深めていくため、定期的に市民啓発講座を実施する。（再掲）</li> </ul>	障害福祉課 発達支援課 社会教育・文化振興課

施策項目	次期計画における取組	担当課
<p>②障害のある人の理解を深める福祉教育の推進</p>	<p>○総合的な学習*の時間等を活用し、小・中学校において、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を通して、障害について正しい理解や認識を育てる教育を進め、ユニバーサルデザインの社会づくりについての意識を育てる。</p> <p>○小・中学校での障害のある人への理解について、人権教育とあわせて学習を進め、我が事として考え、行動していけるように取組の充実を図る。</p> <p>○市内校園の児童・生徒に対し、地域の同じ校園に通う障害のある子どもや地域にお住まいの障害のある人とのふれあい・交流活動を通して、障害のある人に対する正しい理解・認識とを深め、共に支え合い共に生きる大切さを学ぶといった思いやりの心を育む教育を推進する。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>③こころの病・精神障害に関する啓発</p>	<p>○こころの健康づくりに関する理解が深まるよう、正しい知識の普及啓発を実施するとともに、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、関係機関・関係団体と連携した支援の拡充を図る。</p> <p>○地域福祉の担い手である民生委員・児童委員等に受講案内し、参加者の拡大を図る。</p> <p>○視察研修等を通じて、こころの病や精神障害についての先進的な取組を学ぶ機会を設ける。</p> <p>○アルコール依存症の正しい理解を促進し、断酒会の活動の啓発・周知を行う。</p> <p>○断酒会等の依存症対策の推進を図る。</p>	<p>障害福祉課 すこやか生活課</p>

# 2

## 住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために ～相談支援体制の強化～

### 施策の方針

障害のある人の地域での自立した生活を支えるために、必要なサービスの確保・充実を図るとともに、個々の生活課題の把握や適切な相談支援、サービス利用を促進する仕組み等、関係機関との連携強化を図り、きめ細かく連携を図れる仕組みづくりを進めることで、包括的な支援体制の構築を促進します。

地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりの推進には、障害のある人やその家族が気軽に適切な支援を利用できるための体制の構築を充実させる必要があります。

また、判断能力に不安のある障害のある人の権利を守り、自己決定を支援するため、引き続き成年後見制度等の権利擁護制度の充実に取り組みます。

### ■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値				目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援事業者の訪問等による専門的な指導・助言件数	障害福祉課	350	380	420	460				
成年後見制度にかかる相談件数	障害福祉課	110件	120件	130件	140件				
地域生活支援拠点の相談機能・緊急時対応機能の実施状況	障害福祉課	未実施	実施	実施	実施				

### 具体的な対応策

#### (1) 障害のある人に対する虐待の防止

本市では、「障害者虐待防止法」を踏まえ、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、虐待等の人権を脅かすことが起こらない、お互いに人格と個性を尊重し合う社会づくりを目指しています。

引き続き「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を推進し、障害者虐待の防止に努めるとともに、介護や介助を行う人の負担の軽減や、困りごとや相談支援にも取り組みます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①障害者虐待防止体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者虐待防止法」に基づいて設置した虐待防止センターにおいて、24時間いつでも連絡・通報があった場合は迅速な対応に努める。</li> <li>○被虐待者の一時保護事業所について、継続的な確保を図るとともに、居所が特定される等、被虐待者が不利益を被らないよう配慮を行う。</li> <li>○被虐待者や養護者に対し、より専門性の高い支援が行えるよう、「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」と連携して、事案に対応する。</li> <li>○令和4年より義務化となった「虐待防止法委員会の設置や責任者の配置・職員研修」について、事業所への指導や啓発を行う。</li> </ul>	障害福祉課
②障害者虐待防止の啓発および研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市自立支援協議会において虐待防止に関する協議や研修会を行い、市通所施設連絡協議会等との情報共有を通じて、障害者施設・学校等との障害者虐待防止に関する連絡・相談体制を強化する。</li> <li>○障害者相談員や民生委員・児童委員等への障害者虐待に関する研修等を実施し、地域における障害者虐待の未然防止・早期発見に努める。</li> <li>○市民に対して、市広報、市ホームページ等を通じ障害者虐待防止を行う。</li> <li>○県主催の障害者虐待にかかる研修会等に担当職員が積極的に参加し、障害者虐待についての理解を深める。</li> </ul>	障害福祉課

## (2) 地域で安心して生活できる仕組みづくりの推進

家族形態や生活様式の変化、個人の価値観の多様化等により、地域社会における近隣住民との人間関係の希薄化が全国的にも課題となっています。

このような状況のなかで、課題を抱え支援を求める障害のある人を早期に把握し、その人の抱える課題の解決や地域での孤立を防ぐことが重要となります。また、障害のある人が、住み慣れた家や地域で自分らしい生活が送れるよう、適切な保健・福祉・医療・療育・教育等の各サービスの利用につなげていくための連携体制の構築、地域共生社会の実現に資する体制づくりに努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①障害のある人の生活実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、民生委員・児童委員活動、地域ネットワーク活動（福祉協力員等）、障害者相談員、地域住民からの連絡・通報等、それぞれの役割を明確にしたうえで様々な資源や人材との連携により、地域で課題を抱える障害のある人の早期発見と状態把握および必要な支援に努める。</li> <li>○支援や介入を自ら拒否し、地域から孤立してしまい、状況把握や支援が難しいケースの早期支援方法を検討する。</li> <li>○基幹包括支援センターや基幹相談・障害福祉課等で定期的に開催している介護保険への移行支援会議により、生活実態の把握を行うとともに個々人に応じた障害から介護へのスムーズなサービスの移行支援を行う。</li> </ul>	障害福祉課 地域包括支援センター
②身近なところで気軽に相談できる体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○圏域地域包括支援センターによる訪問事業において、高齢者や障害のある人の健康や福祉に関する相談対応や、訪問活動に取り組み、必要に応じて適切な相談窓口やサービスの利用につなげる。</li> <li>○基幹相談支援センターが、3障害を対象とした相談支援体制を整えていることの周知・啓発をおこなうと共に、気軽に相談できる体制の強化を図る。</li> <li>○高齢者の相談窓口として地域包括支援センターについての周知・啓発を行う。</li> </ul>	障害福祉課 地域包括支援センター

施策項目	次期計画における取組	担当課
③相談を生活支援サービスにつなげる仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域住民や専門機関によるネットワークの構築を進める。</li> <li>○地域の創意工夫による住民交流を目指し、すこやかサロンや各種施設の運営支援を推進する。</li> <li>○地域における支援体制の構築に当たり、ゴミ出しボランティア等の地域での生活を支えるボランティア等の、新たな担い手づくりを押し進める。</li> <li>○障害福祉サービス利用者の介護保険サービスへの円滑な移行を図るため、関係課において介護保険、高齢者施策、障害者施策等についての共通認識を深めるとともに、情報の共有化を図り、途切れのないサービスの提供と安定した日常生活の支援に努める。</li> <li>○介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防と高齢者生活支援体制づくりに取り組む。</li> </ul>	<p>障害福祉課 地域包括支援センター 長寿政策課</p>
④障害のある人に対する発達支援システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「発達支援システム基本方針 2021」に基づき、「誰もが生涯にわたって社会の中で自分らしく生きるための支援」をめざすため、乳幼児期から青年期までの一貫した支援を行う。</li> <li>○「庁内推進会議」「早期支援体制検討会」「ケース集約会議」等を継続して開催し、発達支援課題を共有するとともに、発達支援体制の充実を図る。</li> <li>○障害のある児（者）や保護者、その関係者が『相談支援ファイル』を有効に活用し、発達支援の充実が図れるよう、その作成を行う校園を支援するとともに普及に努める。</li> </ul>	<p>障害福祉課 発達支援課 母子保健課</p>

### (3) 障害のある人・家族への重層的な支援体制の推進

障害のある人やその家族が抱える日常的・将来的な不安や悩みに対応するため、必要な情報や支援を受けられる相談支援体制を整備していくことが重要です。

専門的な知識と経験を持つ相談員を基幹相談支援センターに配置し、専門的な課題に対応した相談支援を行うほか、利用者や家族が日常生活の状況変化に合わせた適切な支援を受けられるよう、一貫したサポート体制の構築を図ります。また、地域の情報や支援ネットワークを活用し、障害のある人のみならず、その家族も支援する、重層的な支援ができるよう努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①総合相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹相談支援センターである「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」のより一層の周知を図る。</li> <li>○障害のある人やその家族が、福祉サービスやケア等に関する相談を気軽にすることができ、総合的かつ調整のとれたサービス提供につながるよう、「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」と連携し、総合的な相談支援を継続して実施するとともに、広域事業運営会議において調整し、機能強化を図る。</li> </ul>	障害福祉課
②相談体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者相談員や民生委員・児童委員に対する研修等の実施やスキルアップのための取組を充実する。</li> <li>○障害のある人またはその家族が、ピア（仲間）として障害のある人とともに活動するピア活動の推進を支援する。</li> <li>○避難行動要支援者名簿*への掲載にかかる同意を通じて、地域での身近な助け合い（共助）につなげる。</li> <li>○庁内の相談支援機能を強化するために、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員を、計画的に確保・育成する。</li> <li>○総合的な支援（重層的支援）を推進するため、関係部局と連携し、支援体制の充実を図る。</li> </ul>	障害福祉課 健康福祉政策課 人事課 生活支援相談課
③自立支援協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○湖南地域障害児・者サービス調整会議へ引き続き参加し、市の課題や湖南福祉圏域・県全体で検討する必要がある課題等の報告、共有に努める。</li> <li>○市自立支援協議会において、関係機関との連携と調整機能をさらに強化するとともに、地域課題の解決に向けて取り組む。</li> </ul>	障害福祉課

## (4) 成年後見制度等権利擁護事業の周知啓発等、障害のある人の権利擁護の推進

障害のある人の人権が尊重され、日常生活において制約を受けることなく、誰もが自分らしく生活できる環境づくりが重要です。そのため、障害のある人が安心してサービスを利用できるよう、サービスに関する相談・苦情解決への対応ができる体制づくりの構築を図ります。

また、判断能力が十分ではない障害のある人が、福祉サービスの利用や財産管理等で自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の周知・理解の促進に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①苦情相談窓口の充実	○「あんしん・なっとく委員会（滋賀県運営適正化委員会）」について周知を図り、必要な場合は当該委員会と連携し、苦情の適切かつ早期の解決を図る。	障害福祉課
②成年後見制度の利用支援および啓発制度	○日常生活において、自らの意思を決定することが困難な障害のある人について、成年後見センターや事業所等関係機関と連携を図り、適切な意思決定の支援が行えるよう努める。 ○成年後見制度の利用が必要な対象者に対しては、申請および報酬にかかる費用助成を行い、成年後見制度の利用促進に努める。 ○「成年後見センターもだま」との連携を強化し、専門機関による相談、成年後見の利用申立にかかる各種手続支援を行い、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行う。 ○成年後見制度の利用促進を図るため、出張説明会等を行い、普及啓発を図る。	障害福祉課
③地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用案内	○知的障害のある人や精神障害のある人等が、適切な日常的金銭管理や福祉サービス等の利用援助等が受けられるよう、市社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用に繋げ、障害のある人が安心して生活を送れるよう取り組む。	障害福祉課

## (5) 保健・医療の充実

障害のある人が健康でいきいきとした生活を送るためには、日頃から健康の保持・増進に努め、障害の原因となる生活習慣病等の疾病の予防と障害の早期発見に主体的に取り組むことや、心身の健康づくりを支える適切な保健サービスの提供が必要です。

できるだけ早期に適切な療育につながるよう、身近な地域で利用できる医療サービスのいっそうの充実と、専門的な医療の提供体制の整備、関係機関の連携を強化に努め、将来を見据えた支援を促進します。また、医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、障害の原因となる疾病予防のため、健康教育や健康診査、健康相談、訪問指導等を通して啓発を行い、利用しやすい支援体制を構築します。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①健康管理等に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを実施する。</li> <li>○妊娠期からの早期の母子支援のため、医療機関と連携を図り、相談支援の充実を図る。</li> <li>○障害のある乳幼児の健康の保持・増進のため、関係機関との連携のもと、栄養相談・健康相談・歯科相談等の各種相談体制の充実を図る。</li> <li>○障害のある人の健康の保持・増進のため、障害の原因となる疾病の予防・早期発見・早期治療に努める。</li> <li>○生活習慣病をはじめ、禁煙やがん、アルコールなどについて、健康教育・健康相談を実施する。</li> <li>○広報、ホームページ、オンラインなどの活用により、健康や疾病に関する正しい知識の普及啓発を行う。</li> <li>○すべての妊婦および子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、これまでから行ってきたネウボラ面接や新生児訪問に加え、妊娠8か月にもアンケート等を実施し、伴走型相談支援を行うとともに、経済的支援も一体的に実施し、様々なニーズに即した支援に繋げる。</li> </ul>	母子保健課
②母子保健相談指導、各種保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種乳幼児相談事業を実施し、発達の遅れや障害が疑われる乳幼児やその保護者へ早期に対応することで、障害の早期発見・早期療育につなげる。</li> <li>○小規模保育園や家庭的保育室の就園児に対する支援体制を関係機関で検討する。</li> </ul>	母子保健課

施策項目	次期計画における取組	担当課
③各種健診（検診）の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健康診査にて発達の遅れや障害が疑われる乳幼児の早期発見・早期療育につなげる。</li> <li>○乳幼児健康診査の未受診者には受診勧奨を行うとともに、受診が困難な乳幼児については訪問等を通じ発達や疾病の確認を行う。</li> <li>○健(検)診受診率向上のため、個別勧奨通知やクーポン券の配布などを行う。</li> <li>○健(検)診の受診結果に基づいた適切な受診行動がとれるよう、働きかけを行う。</li> </ul>	母子保健課 すこやか生活課
④予防接種（感染症予防）事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症予防について予防接種に対する意識啓発を実施する。</li> <li>○各種予防接種を引き続き実施し、感染症の蔓延を防止する。</li> <li>○接種希望者の接種機会の見落としを防ぐため、接種対象者に対する勧奨を行う。</li> </ul>	すこやか生活課
⑤訪問指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人やその家族の自宅への保健師等の訪問、積極的な勧奨、保健指導を行うことにより健康の保持・増進を図る。</li> <li>○定期的な訪問と相談・指導が行えるよう、実施体制の充実を図る。</li> </ul>	すこやか生活課
⑥在宅訪問歯科保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き草津保健所管内歯科保健担当者と草津栗東守山野洲歯科医師会との協議会に参加し、課題や取組の現状について情報共有を行う。</li> <li>○介護支援専門員による口腔ケアに関するチェックシートの活用状況を把握する。</li> <li>○口腔ケアの必要性を出前講座や教室などで周知啓発する。</li> <li>○守山顔の見える会で口腔に関するテーマで勉強会を実施する。</li> <li>○継続して口腔ケアの必要性について関係機関と連携し周知啓発を実施していく。</li> <li>○口腔ケア等が必要な人に対して、歯科医師会等と連携し、訪問歯科診療の調整等の受診支援を行う。また、診療可能な歯科医院について情報提供を行う。</li> <li>○在宅でのすこやか歯科健診により、口腔の健康管理を推進する。</li> </ul>	地域包括支援センター すこやか生活課

施策項目	次期計画における取組	担当課
⑦通所事業所等を利用する障害のある人への歯科保健事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通所事業所を利用する障害のある人を対象とする「コラボにこここ障害者歯科保健事業」を引き続き推進するため、歯科衛生士を派遣するなど、運営支援を行う。</li> <li>○入所施設等のその他の施設についても、積極的に歯科衛生士等の派遣を勧奨する。</li> <li>○施設職員、支援者等に対し、口腔ケアの重要性について周知啓発を行う。</li> </ul>	障害福祉課 すこやか生活課
⑧医療費の自己負担分の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○窓口での相談時等に、利用できる医療制度について、適宜案内を行う。</li> </ul>	国保年金課
⑨難病対策推進における保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所と連携を図りながら、訪問相談等を行うことにより、在宅の難病患者の療養を支援する。</li> <li>○保健所と連携し、難病患者の交流の場としてのサロン等の取組に対する支援を推進する。</li> </ul>	障害福祉課 地域包括支援センター すこやか生活課
⑩自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○守山市自殺対策計画に基づき、ゲートキーパー*の育成や、自殺および精神疾患についての正しい知識の普及啓発を行う。また、関係団体・関係機関と連携し、こころの相談窓口の周知啓発など、相談支援に努める。</li> <li>○市自殺対策連絡協議会等において、関係機関との連携を強化する</li> <li>○増加するこころの相談件数に適切に対応するため、自殺対策計画に基づき、相談者に寄り添った支援を推進する。</li> </ul>	すこやか生活課

# 3 自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために ～就労支援等の自立に向けた施策の展開～

## 施策の方針

障害のある人の地域での自立した生活を支えるために、地域の保健・福祉・教育・企業等が連携し、就労支援に取り組むことが重要です。近年は、「ダイバーシティ（多様性）」の重要性が理解されつつあり、就労の場や地域において、障害の有無に関係なく、一人ひとりの個性を活かした活動が推進されています。

障害のある人の雇用機会の拡大と雇用後の職場への定着を図るため、市をはじめ公的機関が積極的に障害のある人を雇用するとともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」や「障害者職業センター\*」、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等と連携し、市内の企業等に向けた障害のある人の雇用促進や障害に対する理解・啓発活動等、働く場の確保と働く環境の向上に努めます。

また、障害のある人が就労後も継続して仕事が続けられるよう、就労定着支援の充実を図ります。

### ■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値				目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者就職フェアの参加企業数	障害福祉課 商工観光課	面接会：9社 セミナー：22社	面接会：10社 セミナー：25社	面接会：15社 セミナー：30社	面接会：20社 セミナー：35社				
年間就職件数（働き・暮らし応援センターりらく相談者）	障害福祉課	22件	26件	30件	34件				
就労移行支援・就労定着支援決定者数	障害福祉課	就労移行：28人 定着：35人	就労移行：30人 定着：37人	就労移行：32人 定着：39人	就労移行：34人 定着：41人				

## 具体的な対応策

### （1）障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進

障害のある人の雇用への支援として、「公共職業安定所（ハローワーク）」「障害者職業センター」「湖南地域働き・暮らし応援センター」等と連携し、市内の企業等に対して、障害のある人の雇用に対する理解促進・啓発活動を推進するとともに、各種助成制度の紹介等、雇用支援に取り組みます。

また、企業等に対し、障害のある人が職業を通じて、働くことの意義と社会参加の重要性について理解の促進を図るとともに、障害者差別解消法や改正雇用促進法に基づく障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務について、周知・啓発に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進および啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市広報やパンフレット等を通じ、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）や法定雇用率等の周知に取り組む。</li> <li>○「公共職業安定所（ハローワーク）」や「守山市企業内人権教育推進協議会」等の関係機関と連携し、特に精神障害、発達障害、難病の人の理解と雇用に関する啓発に取り組む。</li> <li>○労政部局と連携を図り、企業訪問等を行うとともに、企業等における採用や定着のための理解促進を図る。</li> <li>○就労継続支援等を利用しながら福祉的就労*する障害のある人について、職場において十分な配慮が行われるよう、障害への理解促進にかかる啓発等に取り組む。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課
②各種助成制度等に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内事業所等に、障害者雇用の知識や経験を提供できるよう、「公共職業安定所（ハローワーク）」等の関係機関と連携し、トライアル雇用制度*の活用等、雇用の拡大につながる取組を推進する。特に、今後、雇用拡大が望まれる農業分野での取組を啓発、広報する。</li> <li>○法定雇用率や障害のある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の周知に引き続き取り組む。</li> <li>○企業訪問等を通じて、市内企業等に障害者就労施設からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課

## （２）障害のある人の就労支援と場の拡大

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、多様な就労の機会や働く場を確保し、就労することが重要です。そのためには、障害のある人が一般就労へ円滑に移行できるよう福祉施策と雇用施策の連携が必要になります。「公共職業安定所（ハローワーク）」等関係機関との連携により、状況に応じた職業指導、ジョブコーチによる支援、職業紹介、就職先とのマッチング等を行うとともに、企業に対して障害の種類・程度に対応しつつ、個別的な職業指導、職業紹介、その他相談に応じることのできる体制の充実を図ります。

また、就労移行・就労継続支援事業所と連携し、一般就労における雇用の拡大を図るとともに、障害に応じた就労機会の確保に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「公共職業安定所（ハローワーク）」や「障害者職業センター」、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等の地域の関係機関との連携強化を図り、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した取組を行う。</li> <li>○障害のある人のスムーズな就労移行と就労の定着が行われるよう、必要に応じて、就労移行支援や就労定着支援等の障害福祉サービスの利用を促す。</li> <li>○就労定着支援利用による職場や仕事に関する悩み等の相談支援、就労促進のための支援等により、障害のある人の就労定着を図る。</li> <li>○就労定着を促進するため、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等との連携を図り、必要な相談支援・訪問等を行う。</li> <li>○日常生活上に関する問題についての相談支援や金銭管理、衣食住関係、健康管理等の日常生活上の支援を相談支援事業や市社会福祉協議会、関係機関等と連携しながら行う。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課
②事業所等への必要な情報の提供、助言等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「公共職業安定所（ハローワーク）」の専門職員や「湖南地域働き・暮らし応援センター」との情報交換を通じて、障害のある人のニーズに合った職場を開拓し、雇用している事業所に対して、障害に対する理解を深めるための必要な助言等を行う。</li> <li>○「特例子会社制度*」、「事業協同組合等算定特例*」等、障害のある人の雇用に関する各種制度の紹介、税制上の優遇措置等の周知を行う。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課
③市役所における障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の障害者活躍推進計画に基づき、計画的な雇用に努める。</li> </ul>	人事課

施策項目	次期計画における取組	担当課
④生活介護事業所・就労継続支援事業所等の福祉的就労に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活介護事業所・就労継続支援事業所等の自主製品について、「障害者優先調達法」による物品等の販売促進をはじめ、市主催イベントや大会等での積極的活用や、公共施設等の一部スペースを販売所として提供することにより、障害のある人の雇用の促進と対価向上を支援する。</li> <li>○市内をはじめとする民間企業等に対し、作業の受注や施設外就労の場の提供をについて積極的に働きかけ、福祉的就労の場の拡大を行う。</li> <li>○障害者就労施設等での活動について周知を行い、創作物品等の販売促進につなぐ。</li> </ul>	障害福祉課
⑤特別支援学校卒業生等の進路先確保の充実（一般就労が困難な障害者の就労支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○湖南地域自立支援協議会の専門部会において、今後も継続して湖南地域の卒業予定者生等の希望進路を調査し、進路の実態と今後必要な資源の把握に努める。</li> <li>○重度障害のある人の受入先確保に対応するため、補助制度に基づく生活介護事業所の新設・増設と運営の支援に取り組む。</li> </ul>	障害福祉課

### (3) 福祉サービスの利用による障害のある人の就労促進

障害のある人が経済的に自立した生活を営むためには就労が重要であり、働く意欲のある障害のある人が就労できるように、各種サービスを利用するとともに、個々の適正に応じた能力を発揮できる就業の機会を確保することが必要です。

障害のある人の希望に応じ、自分に合う働き方が選択できるよう、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの日中活動の場の確保により、選択肢の充実を図るなど、様々な制度や支援を活用し、障害のある人の就労と職場定着に努めます。

また、事業者に対し、障害に関する理解を促し、安心して働くことができる環境づくりの支援と雇用促進に取り組む企業の拡大を図るとともに、通所事業所等と連携して就労移行支援や就労継続支援等の就労機会の確保に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①就労に向けた就労移行支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般企業等に就労希望する障害のある人に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進する。(再掲)</li> <li>○精神障害のある人の就労を支援するため、精神障害者就業促進事業の活用を行う。(再掲)</li> <li>○就労意欲の低い人や、就労意欲はあるが就労できる段階に至っていない人等への支援体制の構築。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課
②通所事業所等との情報共有の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「公共職業安定所（ハローワーク）」や「障害者職業センター」、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等の地域の関係機関との緊密な連携を通じて、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した取組を行う。(再掲)</li> <li>○通所事業所と連携しながら、障害のある人の特性に合った就労ができ、継続した就労となるよう支援を行う。</li> <li>○農政部局等と連携し、農業と福祉の連携（農福連携）を通所事業所中心に展開し、障害のある人の仕事づくりや農業の担い手づくりの課題解消となるよう努める。</li> <li>○引き続き、派遣可能な人材と農業者の求める人材のマッチングを進めていくとともに、農産物や農業で排出される副産物を活用した新商品開発の取り組みも含め新たな農福連携として検討していく。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課 農政課

#### (4) 仕事探しから就労・定着までの一貫した支援の促進

就労を通じて、自立した生活を送るとともに、生きがいづくりにつなげるためにも雇用・就労支援の充実や支援の強化が重要であることから、障害のある人の能力や興味に合わせた職業訓練の提供や、必要なスキル・知識を習得し適切な職場での就業につなげる支援体制の構築を促進します。

また、就労後の定着が重要であることから、就労後の適切なサポートが行える支援体制の充実を図ります。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①「障害者総合支援法」に基づく就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般企業等に就労希望する障害のある人に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進する。</li> <li>○障害のある人が継続して就労できるように、必要に応じて就労定着支援の利用を促す。</li> <li>○精神障害者就業促進事業の活用がすすむよう周知・啓発を行う。</li> </ul>	障害福祉課
②発達障害のある人への就労相談・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害やその疑いのある人に対して、社会資源の活用等、課題に応じた支援策を検討し、関係機関と横断的な支援を行う。</li> <li>○日常生活に支援を要する発達障害のある人について、障害福祉サービスの利用による生活改善も含めた就労支援を図る。</li> </ul>	障害福祉課 発達支援課
③ひきこもりの人への就労相談・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部機関を含めた生活困窮者等自立支援ネットワーク会議等と、実務担当者のひきこもり支援庁内推進検討会の2部体制のもと、多様なニーズにあわせた支援の充実を図る。</li> <li>○就労（進路）支援に関する検討会の開催や、重層的支援会議を通して、関係課とひきこもり相談者に関する社会資源についての情報共有や、ひきこもり相談者に関するアセスメントの仕方等についての意見交換を行う。</li> </ul>	障害福祉課 発達支援課 生活支援相談課

# 4 子どもの健やかな発達のために ～障害児に対する支援策の展開～

## 施策の方針

2015年の国連持続可能サミットで定められた、世界共通の大きな目標である持続可能な開発目標・SDGsの目標の1つには「質の高い教育をみんなに」とあり、すべての人が公平に質の高い教育が受けられる世の中を目指す、としています。

共生社会の形成に向けては、障害の有無に関わらず、一人ひとりが教育的ニーズに応じて必要な配慮や支援を受けながら、可能な限り同じ場でともに学ぶ「インクルーシブ教育」が重要です。幼児期からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障害に対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことで、将来、障害のある人一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れることが大切です。自立と社会参加を見据えながら、それぞれの障害の特性に応じた適切な療育および教育の充実を図り、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。

また、教育分野だけでなく、障害のある子どもが健やかに育つために、保健・医療、福祉、雇用等の関係分野や地域住民との連携を密にし、本人・保護者に対する十分な情報提供のもと、社会全体で支援を必要とする子どもや、その保護者を支援する体制を推進します。

### ■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
専門職員による市内校園訪問件数	発達支援課	83件	100件	100件	100件	
乳幼児健康診査における受診率	母子保健課	97%	100%	100%	100%	
医療的ケア児コーディネーターの配置	障害福祉課	0人	1人	1人	1人	

## 具体的な対応策

### (1) 保育・教育における支援体制の充実

障害のある子どもに対する早期の段階での支援は、健やかな発達を促し、障害の軽減を図るために重要です。

障害のある子どもと障害のない子どもがともに遊び学ぶ「インクルーシブ教育」を拡充し、分け隔てのない教育機会を拡充することで、双方の豊かな人格形成を目指した保育・療育・教育の推進に取り組むことが必要です。また、関係機関と連携し、早期から療育や教育相談等の指導を受けることができるよう、連続的な支援体制の充実を図ります。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①発達相談の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○発達に遅れや偏りあるいはその疑いのある乳幼児に対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行う。</li><li>○保育園・幼稚園・こども園等で、心理職・言語指導員が巡回訪問を実施し、必要時に発達相談や言語指導を行うなど、早期支援につなげる。</li><li>○適切な相談・指導が行えるよう、各ライフステージに対応したコーディネーターが校園等の関係機関と調整を図り、相談支援の充実と拡大を図る。</li><li>○発達検査前の児童観察に基づく見立てや支援方法のアドバイス、検査結果等を日々の支援に活かせるよう助言する。</li></ul>	発達支援課
②児童発達支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"><li>○児童発達支援事業「あゆっ子教室」において、療育支援を行い、乳幼児の発達促進、保護者の育児力向上を図る。</li><li>○保育所等訪問支援事業「あゆっ子教室」において、乳幼児に対して、訪問支援員が園現場へ訪問し、支援を行う。</li><li>○児童相談支援事業「ぼけっと」において、「あゆっ子教室」「県立小児保健医療センター療育部」等の障害児通所支援事業を利用する就学前児のサービス等利用計画書を作成し、保護者のニーズに応じたサービスの調整を行う。</li><li>○保育園・幼稚園・こども園の教職員等の関係職員を対象に、特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、本市の特別支援教育研修「せんせい応援プログラム*」を実施するなど、教職員等の資質向上に努める。</li></ul>	発達支援課

施策項目	次期計画における取組	担当課
③職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所等訪問支援事業において、療育が必要な児童を対象に園現場で療育支援を行うことで、園内の発達支援のスキル向上を図る。</li> <li>○放課後児童クラブの各運営者における研修機会の確保について働きかける。</li> <li>○市特別支援教育推進に関わり、国および県の最新情報を周知し、校種間のよりよい連携の検討、教職員の専門性の向上を目指した実践的な研修を引き続き行う。</li> <li>○相談員・指導員等、教育相談・適応指導に関わる専門職員の専門知識と技術の向上を図るため、各種研修を充実する。また、研究所内では、事例検討会等を実施し、スーパーバイザーや大学教授より指導を仰ぐ。</li> <li>○学校現場のニーズに合わせた研修を計画し、子ども理解に基づいた指導や支援の在り方について、学校現場の課題克服につながるような研修講座を企画する。</li> <li>○「せんせい応援プログラム」に基づく計画的な研修を実施し、特別支援教育について学ぶ場を提供する。</li> <li>○「守山市における特別支援教育の推進」に基づく体制指針のもとで、市内の特別支援教育の体制強化を図ります。</li> </ul>	発達支援課 教育研究所 保育幼稚園課 こども政策課 学校教育課
④言語指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就園の5歳児を対象に、構音の改善やコミュニケーション能力を高めるために、グループまたは個別の指導を行う。</li> <li>○すこやかセンター改修後を視野に入れ、対象者や実施方法の見直しを行う。</li> </ul>	発達支援課
⑤関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育園・幼稚園・こども園を対象に、専門的な知識を有する相談員が訪問相談を引き続き実施し、指導内容、支援方法に関する助言を行う。</li> <li>○障害のある乳幼児を保育園や幼稚園、こども園で受け入れ、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関等との連携を充実し、多方面からよりよい支援ができるように取り組む。</li> </ul>	発達支援課 保育幼稚園課
⑥保育施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある乳幼児が安全に安心して保育を受けられるよう、保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブの施設・設備を引き続き充実させる。</li> </ul>	保育幼稚園課 こども政策課
⑦総合保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育園や幼稚園、こども園における障害のある乳幼児の受け入れを推進するとともに、加配措置を審議する組織の運営を行い、適切な加配を推進する。</li> </ul>	保育幼稚園課

施策項目	次期計画における取組	担当課
⑧障害のある児童の受け入れ体制の充実	○看護師（保健師）や心理判定員、言語指導員、巡回相談員等専門職員の配置を検討する。	保育幼稚園課 発達支援課
⑨放課後等児童クラブへの障害のある児童の受け入れ	○放課後児童クラブにおいて、障害のある児童が利用できる機会が確保されるよう、加配職員を配置するなど、各運営者の協力のもと推進する。	こども政策課
⑩放課後等デイサービスの充実	○障害のある児童それぞれのニーズや特性に応じた必要なサービスが提供できるよう、学校・計画相談事業所等と連携した取り組みを行う。 ○市自立支援協議会や発達支援部会等を通じ、サービスの質の向上を図る。 ○質の向上やきめ細かいサービスを目指し、県とも連携しながら取り組む。	障害福祉課
⑪教育相談の充実	○就学前から就学後まで、障害のある子どもにとって適切な就学や特別支援教育のあり方等に対する相談体制を充実する。 ○小・中学校の不登校の児童生徒が社会的自立や学校復帰できるよう、相談体制を充実する。 ○学校における集団活動や学業等に不安を抱える児童生徒、子育てに悩みのある保護者、教員に対する教育相談体制を充実する。 ○中学校別移行会議や高校訪問等を行い、義務教育終了後も支援が引き継がれる体制づくりを進める。 ○学校における集団活動や学業等に不安を抱える児童生徒や子育て等に悩みのある保護者に対し、在籍校、関係機関と情報共有を行い、適切な教育相談を実施するとともに、児童生徒の目標実現や自立に向けた支援を行えるよう教育相談体制を充実させる。 ○事例検討会を年間4回実施し、外部講師より指導を仰ぎ、関係職員の資質向上に努める。 ○「あゆっ子教室」等における保護者学習会やペアレントトレーニングの実施により、保護者支援に努めていく。 ○中学校別移行会議や高校訪問等で得た情報を基に、関係部署との共有を図る。	発達支援課 教育研究所

施策項目	次期計画における取組	担当課
⑫通級指導教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う。</li> <li>○保護者や在籍校園、関係諸機関（教育・医療・福祉等）との連携を深める。</li> <li>○地域の専門機関として、市や各校園の特別支援教育推進に関わる役割を引き続き担っていく。</li> </ul>	学校教育課
⑬子どもの障害の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費の自己負担分の助成を通じ、受診を容易にすることで、子どもの障害の早期発見、治療につなげる。</li> </ul>	国保年金課

## （２）発達支援センターの機能の拡充

発達障害のある子どもは、対人関係やコミュニケーションに困難を感じている場合があるため、地域社会で自立した生活を送るためには発達障害に対する周囲の理解が必要です。

また、発達に関する早期の気づきと、適切な発達支援を図るために、きめ細かな医療と保育、療育、家庭の連携が重要です。

本市では引き続き、発達支援センターを中心に発達障害のある児童・生徒に対して、自立生活力を高めるための支援体制の整備・充実に取り組めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①障害のある人に対する発達支援システムの充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「発達支援システム基本方針２０２１」に基づき、「誰もが生涯にわたって社会の中で自分らしく生きるための支援」をめざすため、乳幼児期から青年期までの一貫した支援を行う。</li> <li>○「庁内推進会議」「早期支援体制検討会」「ケース集約会議」等を継続して開催し、市内の発達支援課題を共有するとともに、発達支援体制の充実を図る。</li> <li>○障害のある児（者）や保護者、その関係者が『相談支援ファイル』を有効に活用し、発達支援の充実が図れるよう、その作成を支援するとともに普及に努める。</li> </ul>	障害福祉課 発達支援課 すこやか生活課
②児童発達支援センターを中心とした児童発達支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「発達支援システム基本方針２０２１」に基づき、市内の発達支援の中核を担う「児童発達支援センター」の機能強化に向けて、地域に根付いた支援に取り組む。</li> <li>○相談支援事業所「ぽけっと」を中心に、市内事業所との連携を深めるとともに、発達支援部会等を通じて、発達障害の支援スキルの普及を図る。</li> </ul>	発達支援課

施策項目	次期計画における取組	担当課
③保育・教育の場での支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育、教育の場で、発達障害等のある児童・生徒の健全な発達が図られるよう配慮や支援を行う。</li> <li>○心理職による発達相談を実施し、発達特性を明らかにし、支援方法について助言するとともに、校園内での発達支援が充実するよう特別支援教育コーディネーターが現場との調整を引き続き行う。</li> <li>○適切な教育的支援が行えるよう、基礎的環境整備や合理的配慮を行う。</li> <li>○放課後児童クラブとの連携を図り、発達支援の充実に努めるとともに、発達障害等障害のある児童の利用機会の確保を図る。</li> <li>○個別支援計画を活用し、特別支援が必要な児童・生徒への支援の充実を図る。</li> <li>○訪問相談等のアウトリーチ*型支援による、校園での発達支援スキルの向上を図る。</li> <li>○訪問相談等で現場へ出向き、児童の見立てや支援方法についてアドバイスを行い、現場にて活かせるよう取り組む。</li> </ul>	保育幼稚園課 学校教育課 発達支援課

### (3) 学校教育・社会教育の充実

学校教育においては、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との相互理解のもと「ともに学び、ともに育つ」という教育理念を基本に「インクルーシブ教育」を目指し、障害のある児童・生徒やその保護者の意向を尊重しながら、自らが希望する生活や進路を選択できるよう支援することが必要です。

また、障害のある児童・生徒が、学校教育から離れた後も、主体的に判断し行動できる能力を培えるよう、社会教育の場における学習支援や就労支援についても注力していく必要があります。

障害や発達の状況に応じ、児童・生徒一人ひとりの教育内容・指導方法等を充実させるとともに、障害のある児童・生徒の教育に適した環境整備に取り組めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①障害のある児童・生徒に対する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内小中学校に設置された校内委員会の協議のもと、特別支援教育コーディネーター*が中心となって、各校の特別支援教育推進に努める。</li> <li>○保護者と学校が児童・生徒の情報や支援策を共有しながら、個別支援計画を作成し、支援の実践、評価、改善を行い、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図る。</li> <li>○学校を対象に、専門的な知識を有する相談員が訪問相談を引き続き実施し、指導内容、支援方法に関する助言を行い、支援の充実を図る。</li> <li>○個への支援の基盤となる学級づくりや授業改善に努める。</li> <li>○市内各小中学校に配置された「いきいき支援員*」が、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学校生活や学習活動を支援する。また、個別支援計画の活用により、支援員の支援領域や役割を明確にし、効果的な支援を行う。</li> <li>○インクルーシブ教育システムの構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもとない子どもがともに教育を受けられる場を大切にし、子どもたちの共に生きる力を育むことをめざして、小中学校での特別支援学級の交流および共同学習の充実を図る。</li> <li>○特別支援学校（盲・ろう・養護学校）との連携の強化を図りながら、幅広い分野の専門的知識や技術を総合的に活用していく。</li> <li>○特別支援学校（盲・ろう・養護学校）に関わる研修会等において、児童・生徒への有効な指導・支援について助言を受け、医療や福祉等、発達支援に関する関係機関や特別支援学校との連携を図り、特別支援教育に関わる専門的知識や技術の向上に努める。</li> <li>○訪問相談等アウトリーチ型支援において、児童の見立てや支援方法のアドバイスを行う。</li> </ul>	発達支援課 学校教育課
②特別支援教育に対する地域の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域との関係を重視し、また地域ぐるみで正しい知識に基づいた特別支援教育ができるよう、関係機関と連携し、地域住民および保護者等に対して、学校便り等の媒体を活用した啓発活動を行う。</li> <li>○関係機関と連携し、学校行事等に地域住民の参加・協力を呼びかけ、障害のある児童・生徒との自然なふれあいを通して、相互理解を図る。</li> </ul>	学校教育課

施策項目	次期計画における取組	担当課
③教育相談体制研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の特性等に応じた専門的な指導を行うため、教職員に対する訪問相談等を通じた指導方法に関する研修を充実する。</li> <li>○保護者や教員が必要なときに相談できる体制を整える。</li> <li>○教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、発達支援課、保育幼稚園課、学校教育課の3課が共同して研修会を企画運営する。</li> <li>○市特別支援教育推進全体会やコーディネーター部会、特別支援教育研修会への参加をはじめ、実践的な研修を行う。</li> <li>○教員に対し障害の特性に応じた専門的な内容(障害のある児童・生徒の心理、視覚障害のある児童・生徒のための点字、聴覚障害のある児童・生徒のための口話法・手話、病気の知識と理解等)の研修の充実を図る。</li> <li>○訪問相談等で現場へ出向き、児童の見立てや支援方法についてアドバイスを行い、現場にて活かせるよう取り組む。(再掲)</li> <li>○「せんせい応援プログラム」に基づき特別支援教育研修会等を計画的に開催する。</li> </ul>	発達支援課 学校教育課
④障害のある人への理解を促す教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的な学習の時間等を活用し、市内の学校・園の児童・生徒に対し、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を実施し、障害のある人に対する正しい理解・認識と、思いやりの心を育む教育を推進する。</li> <li>○保護者に対しても、「手をつなぐえんぴつ販売*」等を通して特別支援学級への理解を推進する。</li> <li>○学校での福祉教育の成果を活かすため、市社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、実践の場としてのボランティア活動の機会・場の充実を図る。</li> <li>○それぞれの学校や園における保護者への理解啓発を進める取組とあわせ、市全体でも市広報紙等を活用した地域住民への積極的な啓発活動を推進する。</li> </ul>	学校教育課

施策項目	次期計画における取組	担当課
⑤生涯学習推進・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○守山市民ホール事業の「守山市民教養大学もりやま市民カレッジ」を引き続き開催し、地域における学習機会や場を確保する。</li> <li>○生涯学習情報誌「まなびのひとこえ」や、市ホームページ等を活用して積極的に情報を発信する。</li> <li>○各地区公民館等における地域教育学級や公民館講座を継続して開催する。</li> <li>○市の主催事業については、障害のある人の参加が可能になるよう、配慮を行う。</li> </ul>	社会教育・文化振興課
⑥学習内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育、生涯学習の場に障害の理解等の内容を積極的に取り入れる。</li> <li>○人権学習会や地域教育学級、公民館講座等において、障害に関する内容を充実していくために、ニーズとの整合を図りながら、周知・啓発を行う。</li> </ul>	社会教育・文化振興課

#### (4) 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療ケアといった個々の特性や状態に応じた支援体制の構築が重要であることから、地域の医療機関との連携を強化し、適切なサポートが行えるよう定期的な情報共有や連絡体制に取り組み、地域ネットワークの構築に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①医療的ケアを必要とする障害のある児童への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアが必要な児童・生徒が、医療・福祉・保育・教育等の場面で適切な支援を受けることができるよう、医療的ケア児コーディネーターを配置し、関係機関と協議、連携し、取組を検討する。</li> <li>○医療的ケアが必要な児童・生徒の通学について、支援体制の充実を引き続き県に要望する。</li> </ul>	障害福祉課 学校教育課

## (5) 強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒の実態把握と適切な支援体制の構築

強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒が、地域の支えのもとで健やかな成長を叶えられるよう、個々の実態把握を行うとともに、発達支援保育や教育相談など支援の基盤を充実させ、個別支援や適切な支援体制の構築を図ります。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①個別支援の必要な重い障害のある児童への支援策のあり方の検討	○強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒が、安全・安心に外出し、余暇を楽しめるように行動援護の周知・給付を行う。 ○強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒への支援策について、学校・基幹相談支援センター等をはじめとする関係機関で検討を行う。	障害福祉課
②個別支援計画に基づく障害のある児童保育の推進	○障害の重度・重複化や障害状態の多様化に対応するため、障害のある児童の実態に応じた個別支援計画を作成し、計画に基づき、障害のある児童の保育を進める。	保育幼稚園課

# 5 求められる支援に寄り添うために ～個々の特性に応じた支援の場の提供～

## 施策の方針

障害のある人が住み慣れた地域で生活していくためには、福祉サービスの充実や日中の居場所づくりが必要です。住み慣れた地域で、必要とする適切な医療やリハビリテーションが受けられるよう、医療や保健、福祉の関係機関等が連携した提供体制の構築等、地域包括ケアシステム\*の充実を推進することが重要です。

また、障害のある人の実情に応じた居宅介護等訪問系サービスの適切な支援や、短期入所・生活介護等の日中活動の場やグループホーム等の住まいの場の拡充が求められており、関係機関との連携を図るとともに、障害のある人の特性に応じた支援体制の充実に努めます。

### ■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業利用者数	障害福祉課	238人	248人	258人	270人

指標	担当課	市内施設数	目標値
		令和5年度	令和8年度
市内グループホーム数	障害福祉課	10か所	12か所
市内生活介護事業所数	障害福祉課	10か所	12か所

## 具体的な対応策

### (1) 重い障害のある人の日中活動の場・住まいの場等の整備促進

障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活の基盤となる住まいの場の整備や日中活動を行う場のさらなる確保が重要となります。強度行動障害・重症心身障害児者等の重い障害のある人にも対応できるグループホームの整備に対する支援が必要です。また、重症心身障害児者等の日中活動の場の確保に対する支援について、湖南圏域で連携した取組を推進します。

重症心身障害児や医療的ケアが必要な障害のある人への支援については、医療や福祉等関係機関のネットワークの連携を密にすることで、支援の質の向上に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①グループホームの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人が身近な地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームの整備に対して、湖南福祉圏域で連携を図るなか、積極的な支援を行う。</li> <li>○国・県の補助制度を活用し、グループホームの新設および改修等を促進する。</li> <li>○県単独の重度障害者対象のグループホーム創設補助制度の活用周知と補助事業の継続を引き続き県に強く要望していく。</li> </ul>	障害福祉課
②重い障害のある人に対するグループホームへの運営支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重い障害のある人にも対応できる在宅での生活の場を拡充するため、県および湖南福祉圏域において情報共有と意見交換を行い、人材確保等を含めた支援について検討を行う。</li> <li>○医療的ケアが必要な人や行動障害等により、個別支援が必要な重い障害のある人等に対応するため、事業所に対する運営費加算や人的加配を検討する。</li> </ul>	障害福祉課
③障害者支援施設における施設入所支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者支援施設において、生活介護、自立訓練等の日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介助等、安定した日常生活が送れるよう、継続して支援を行う。</li> </ul>	障害福祉課
④重い障害のある人の日中活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○湖南福祉圏域の市が連携し、日中活動の場の必要度についての調査を継続し、必要量を確保できるよう環境整備の促進を図る。また、障害福祉サービス等の支援策についても合わせて促進を図っていく。</li> <li>○湖南地域での新しい重症心身障害者通所施設について、調査等を開始するなど、湖南4市で設置に向けて検討する。</li> </ul>	障害福祉課

## (2) 特性に応じた過ごしの際の拡充

障害のある人の特性やニーズに応じた居場所づくりを促進するため、市内公共施設の活用や関係機関との連携を図り、障害のある人やその家族が集える居場所づくりに努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①障害のある人の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内公共施設等を活用し、障害のある人が憩うことのできる居場所づくりを推進する。</li> <li>○障害のある人の家族が参画する福祉団体への支援を通じて、家族間の交流や居場所づくりを促進し、当事者家族への支援の充実を図る。</li> <li>○サロンの継続と充実を図るため、ボランティアなどの人材確保や育成に取り組む。</li> </ul>	障害福祉課
②強度行動障害のある人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○強度行動障害のある人に対するきめ細かな支援を確保するため、重度障害者等包括支援事業（強度行動障害者通所特別支援事業）を継続実施しながら、今後の制度の方向性について、事業所や支援者と意見交換をし、見直し・拡充を図っていく。</li> <li>○引き続き、湖南地域行動障害者支援ネット等において、行動障害のある人に対する支援の検討等を行い、支援体制の構築を図っていく。</li> <li>○強度行動障害のある人の受入先確保の促進のため、独自の補助制度に基づく事業所の運営支援に取り組む。</li> </ul>	障害福祉課

### （３）様々な障害に対応できる日中一時支援事業の充実

重い障害のある人やその家族を支援するため、関係機関や専門家等との連携のもと、個々の障害に対応した日中一時支援事業の充実を図ります。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①医療的ケアを必要とする障害のある人を対象とした日中一時支援事業所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアに対応できる日中一時支援事業の充実に向けて、受け入れが促進される環境整備や加算制度について調査研究を行う。</li> <li>○医療的ケアを必要とする人の日中一時支援事業所の充実に向けて取り組む。</li> </ul>	障害福祉課
②強度行動障害等の重い障害のある人を対象とした日中一時支援事業所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○強度行動障害等の重い障害のある人に対応できる日中一時支援事業の充実に向けて、受け入れが促進される環境整備や加算制度について調査研究をおこなう。</li> <li>○強度行動障害等の重い障害のある人の日中一時支援事業所の充実に向けて取り組む。</li> </ul>	障害福祉課

# 6 安全・安心なまちづくりのために ～生活環境・災害・緊急時の支援体制の構築～

## 施策の方針

年齢、性別、障害や疾病の有無に関係なく、すべての人が社会参加し、地域で充実した生活を送るためには、公共施設のバリアフリー化をはじめユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進と、移動・交通手段の確保や快適な環境整備が必要です。

また、近年の大規模災害や感染症の拡大において、災害時や緊急時の情報伝達や避難体制がきわめて重要であることから、障害のある人へ適切にわかりやすく情報を伝達する仕組みづくりや、避難行動要支援者名簿等に基づく避難支援体制の整備、また感染症の感染拡大防止に向けた個々の取り組み等が重要となります。さらに、ご本人を取り巻く関係者と連携を図りながら、一人ひとりの特性に応じた個別避難計画の策定を計画的に進めてまいります。

防災訓練等を通じて、災害時における課題を明らかにし、避難時に必要な設備や資材、支援について検討、対策を講じる必要があります。

今後も、障害のある人を含むすべての市民にとってやさしいまちづくりの推進に取り組めます。

## ■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉避難所の設置に係る協定を結んだ社会福祉法人等数	危機管理課 健康福祉 政策課	9か所	前年度以上	前年度以上	前年度以上
障害福祉事業所によるBCP策定件数	障害福祉課	-	100%	100%	100%

## 具体的な対応策

### (1) ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備

障害のある人や高齢者のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、年齢、性別、障害の有無に関係なく、すべての人にやさしいまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」が社会全体に定着しつつあります。

また、少子高齢化の進展を背景に、誰もが安心して住み慣れた地域で生活が継続できるよう、福祉や保健・医療の分野だけではなく、道路、都市計画、住宅、交通政策等の関係部門のより一層連携した取組が必要となっています。

安全・安心なまちづくりのために、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰もが安心して暮らすことができる、人にやさしいまちづくりを一層推進します。

施策項目	次期計画における取組	担当課
<p>①ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設の新設にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえるとともに、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」等に基づいた施設整備を行う。</li> <li>○施設の整備にあたっては、利用形態、利用者等を把握したうえで、多目的トイレ、オストメイトトイレ*の整備や障害のある人等の駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設置等を推進する。</li> <li>○歩道の段差解消、透水性舗装の整備、点字ブロック整備、交差点改良等を推進する。</li> <li>○当事者の意見を取り入れ、公安委員会・警察と連携し、音響信号機の改良・整備、青時間延長等の信号機の調整や機能の高度化、効果的な交通規制等により、障害のある人や高齢者にやさしい生活環境の整備を進める。</li> <li>○通行の支障となる放置自転車の撤去や路上違法駐車、特に横断歩道や視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車について、必要に応じて警察に指導・取締りの強化を要請する。</li> <li>○ユニバーサルデザインアドバイザーの存在や活用方法の周知等、日頃から高齢者、障害のある人等、地域住民とコミュニケーションを図る「こころのユニバーサルデザイン」を広く進めていく必要がある。</li> <li>○引き続き、交通弱者の安全を目的とした交通規制要望を、県公安委員会に対して積極的に働きかける。</li> <li>○駅前周辺における放置自転車について、見回り活動および撤去を継続して取り組む。</li> </ul>	<p>道路河川課 健康福祉政策課 危機管理課</p>

施策項目	次期計画における取組	担当課
②住環境改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居室内での移動に支障がある場合や転倒骨折による障害発生を予防するため、居室等の段差を解消するなど、バリアフリー化を促進する。</li> <li>○市営住宅の改修・整備において、「バリアフリー新法」および「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例*」ならびに、市営住宅長寿命化計画に基づき、住宅内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取り付け等のバリアフリー化を進め、障害のある人が安心して生活できる住環境の実現を図る。</li> <li>○手帳交付時などに日常生活用具給付事業や住宅改造費助成事業等の周知を行うとともに、対象者からの申請については、適切な給付を行う。</li> </ul>	障害福祉課 建築課
③だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例等の周知・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共・民間施設の整備にあたっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「バリアフリー新法」等に基づいて、障害のある人等に配慮した施設整備を行うよう指導、助言する。</li> <li>○障害のある人の施設の優先利用（駐車スペース等）への配慮について、市民マナーの向上を目指し、啓発活動を行う。</li> <li>○障害者手帳交付時等において、県の実施する車いす使用者等用駐車場利用証制度についての周知・啓発に努める。</li> </ul>	障害福祉課 建築課

## (2) 災害等、緊急時の支援の充実

災害の発生時、または発生の恐れがある場合に、障害のある人に対して適切に情報を伝達する仕組みづくりを推進するとともに、地域の自治会や民生委員・児童委員の協力のもとに、避難支援や安否確認を行うための体制づくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活や福祉サービスの利用等に大きな影響が出たことから、感染症拡大等を想定した緊急時の対応が重要となります。

避難所においては、障害のある人が障害の特性に応じた支援を受けることで、安心して避難生活を送れるよう、福祉避難室の設置や福祉避難所の設備の充実、施設の耐震化、避難所における理解推進に努めます。

また、かかりつけ医等、ご本人を取り巻く関係者と連携を図りながら、一人ひとりの特性に応じた個別避難計画の策定を計画的に進めてまいります。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①防災・防犯・感染症対策に対する意識の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者の生命や身体を災害から守るため、避難行動要支援者支援制度の更なる周知に努め、地域における避難支援等体制づくりを促進する。</li> <li>○「わ」で輝く自治会応援報償事業により、住民の防犯・防災意識の向上に資する自治会の取組を促進する。</li> <li>○障害のある人をはじめ住民がより安全で確実な予防、応急、復旧対策が推進できるよう、滋賀県地域防災計画等を踏まえ、守山市地域防災計画を必要に応じ見直す。</li> <li>○地域住民すべてに防災・防犯の意識啓発を図る。</li> <li>○感染症等の流行による事業所の閉所等によって、障害のある人への支援が途切れることのないように、県担当課や草津保健所、事業所等と情報共有等、連携を行う。</li> </ul>	障害福祉課 危機管理課 市民協働課 健康福祉政策課
②防災訓練への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人の地域防災訓練への参加を促すことで、障害のある人と地域住民の相互理解を深めるとともに、自治組織（自治会等）に対し、防災訓練等の際には、障害のある人の参加が可能となるよう、配慮を求めるなどにより「自助」「共助」の推進を図る。</li> <li>○自主防災組織の研修等により、基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう指導を行い、地域防災力の向上を図る。</li> </ul>	障害福祉課 危機管理課 健康福祉政策課
③避難誘導體制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種障害者手帳の交付時等において、避難行動要支援者名簿や民生委員・児童委員への障害情報提供についての更なる周知を行う。</li> <li>○障害のある人に対し、災害時に適切な情報を迅速に提供できるよう、自主防災組織や地域ボランティアが協力して、障害のある人に適した情報伝達訓練を行うための支援をする。</li> <li>○地域の自主防災組織や地域ボランティアと連携して、平常時から避難誘導體制を確立するなど、災害時に有効となる避難支援等体制づくりを推進する。</li> </ul>	障害福祉課 危機管理課 健康福祉政策課

施策項目	次期計画における取組	担当課
⑤福祉避難室の設置および福祉避難所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害等における避難所生活において自主防災組織と連携し、感染症対策等に配慮するなか、高齢者、障害のある人等の配慮を必要とする方のためのスペース（福祉避難室）を設置する。</li> <li>○市内の社会福祉法人等に避難行動要支援者が安心して過ごすことができる福祉避難所の設置について働きかけを行う。また、福祉避難所の運用の充実について関係機関と協議を進める。</li> <li>○大規模災害等における避難所生活において福祉避難室の設置を行い、市内の社会福祉法人等に福祉避難所の設置について働きかけを行う。また、福祉避難所の運用の充実について関係機関と協議を進める。</li> </ul>	危機管理課 健康福祉政策課
⑥緊急時の情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の予知および災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、障害のある人が安心して生活できる環境づくりに取り組む。</li> <li>○情報通信機器を活用する等通報体制の強化に取り組む。特に、聴覚障害のある人への緊急情報のメール・ファックス配信に取り組み、障害のある人の緊急時の避難等が迅速に行えるよう努める。</li> <li>○「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」等の情報を活用し、気象情報や地震情報のメール配信を実施するなど、緊急時の迅速な情報配信に取り組む。</li> </ul>	障害福祉課 危機管理課

### (3) 移動・交通手段の充実

障害のある人等の生活支援と積極的な社会参加を促進するため、関係機関の協力・連携のもと、障害のある人等の利用に配慮した移動・交通手段の充実に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①移動手段の拡充	<p>○2020年3月に策定した「守山市地域公共交通網形成方針」に基づき、地域住民・交通事業者・関係団体および行政機関で合意形成を図りつつ、公共交通の充実に向けた新たな交通システムを構築する。</p> <p>○既存公共交通の充実を基本とし、特に既存バス路線の確保と維持、利用環境の改善・利便性の向上に取り組む。</p> <p>○路線バスを補完する移動手段として運行する「モーリーカー」について、目的地・乗降地の追加など利便性向上のための制度改善に努めるとともに、関係団体など市民への周知を行なう。</p> <p>○「高齢者おでかけパス」と「スーパー学割バス定期券」の販売を継続する。</p>	都市計画・交通政策課
②タクシー運賃・自動車燃料費の助成	<p>○守山市障害者社会参加促進事業に基づき、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人に対し、タクシー助成券（もしくは燃料費助成券）を引き続き支給し、障害のある人の社会参加等の促進を図る。</p>	障害福祉課
③移動支援事業の推進	<p>○重度の障害のため、単独で外出することが困難な障害のある人（児童）に対し、個別のニーズに応え、柔軟に対応できるよう努める。</p>	障害福祉課
④行動援護の推進	<p>○強度行動障害等により行動上著しい困難を有し常時介護が必要な人が安心して外出できるよう支援する。</p>	障害福祉課
⑤同行援護サービスの実施	<p>○重度の視覚障害のある人の移動支援について、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象として積極的に支援する。</p>	障害福祉課
⑥交通安全対策の充実	<p>○地域住民、警察、行政、各種団体、企業等が連携して、市民の交通安全の取組を協働で推進する。</p> <p>○「わ」で輝く自治会応援報償事業を活用して、自治会による交通安全に関する取組を支援する。</p> <p>○交通事故防止のため、危険性・迷惑性の高い違反行為に対し、交通指導・取締りの強化を要請する。</p>	障害福祉課 市民協働課 危機管理課

### (4) 消費者保護の推進

障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等の地域の多様な機関が連携し、障害のある人の消費者トラブルの未然防止に努めるとともに、万一、被害にあった場合の救済支援に取り組みます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①消費者保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費生活センターを中心に、障害者団体、市社会福祉協議会等福祉関係団体、企業（当事者の勤務先）、警察、地域との連携のもと、障害のある人の消費者トラブルの未然防止および早期発見に取り組む。</li> <li>○消費者トラブルの防止および障害のある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障害のある人およびその支援者のための研修実施の促進に取り組む。</li> <li>○被害を受けた場合には、消費生活相談員をはじめとする関係者および警察、専門家（弁護士等）を交え、被害を受けた障害のある人の被害回復に向けた支援体制の整備を図る。</li> </ul>	障害福祉課 生活相談支援課

# 7

## 必要な支援・サービスが円滑に提供されるために ～人材確保・育成の推進～

### 施策の方針

全国的に福祉職場における人材不足が深刻な課題となっており、十分なサービス提供のために、人材の確保と育成が極めて重要となっています。引き続き、高校・大学等からの就職などを増加させるため、事業所や関係機関との連携を強化しながら福祉人材の確保を図ります。

また、障害のある人が地域において自分らしい生活を継続できるよう、適切なサービス提供に向けた人材の確保・育成、サービスの質の向上、事業所等との連携強化に努めます。

### ■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	障害福祉課	40回	60回	90回	135回
手話講習会・要約筆記者養成講習会の修了者数	障害福祉課	10人	20人	20人	20人
障害福祉サービス事業所（グループホーム・入所施設）職員充足率	障害福祉課	-	100%	100%	100%

### 具体的な対応策

#### （1）質の高い福祉サービスの充実・提供

障害のある人が地域で住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、必要な時に適切な福祉サービスを受けられる環境であることが重要です。障害のある人の高齢化等による障害の重度化・重複化が進むなか、地域生活を継続していくためには、障害のある人の生活状況や障害・疾病の状態やニーズに応じた、適切なサービス提供や相談体制の強化が引き続き重要となっています。それらに対応するためにも、障害のある人の特性に応じた質の高い福祉サービスの充実に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①サービスの質の向上	○障害福祉サービス費の請求について、国保連合会と連携しながら、エラーチェック等を行い、必要に応じて事業所へ内容確認等を行うことで、適切なサービス給付に努める。	障害福祉課
②障害福祉サービスの適切な給付	○障害福祉サービスの支給決定にあたっては、本人および事業所等と情報共有を行いながら、ニーズに合った適切な支給に努める。 ○障害福祉サービスの利用や利用に伴う請求事務等については、事業所等との連絡を密にとり、適切な処理が行われるよう努める。	障害福祉課
③個々の障害特性等に 応じた必要な支援策 の検討	○障害特性に応じた支援策を検討し、自立支援給付事業や地域生活支援事業等を充実させ、適正な運用に資する。 ○ケース会議や計画相談事業所との連絡会等において、サービスの支給決定について検討し、本人のニーズに合ったサービスの提供に努める。	障害福祉課
④関係機関と連携した 情報共有の促進	○事業所や県および県内の市町と密に連携し、情報共有を行いながら適切な障害福祉サービス等の提供に努める。	障害福祉課
⑤各種年金・手当の支給	○障害のある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当等の各種手当の適正な支給に努める。 ○各種の手当等について、市広報・パンフレット・障害福祉のしおり等により周知するとともに、各種手帳交付時等にも適切に案内を行う。 ○障害基礎年金（国民年金）について、関係課の連携を強化し、相談・手続きの案内・広報等による周知を行い、適切な障害基礎年金の受給を促す。 ○ひとり親家庭または父または母に重度障害がある家庭に対し、児童扶養手当の支給を行うとともに、手当制度について周知を図る。	障害福祉課 こども家庭 相談課 国保年金課

## (2) 福祉人材の確保・育成

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、専門性の高い福祉人材の確保が欠かせません。障害に関する専門知識やスキルを持つ福祉人材を育成するため、大学や専門機関との連携し、より包括的な支援を提供するとともに、既存の福祉人材に対しても、障害者支援に特化した研修プログラムを提供するなど、専門性の高い人材を確保に努めます。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①大学等との連携による福祉分野への人材確保の推進	○大学等との連携を図り、福祉分野の魅力の発信や職場体験などを通じて、福祉分野への人材確保を図る。 ○大学生などに対して、福祉人材バンクへの登録を促す。 ○湖南福祉圏域での連携による施策の検討や市独自による支援策の検討を行う。	障害福祉課
②県主催の各種研修会等への参加促進	○県主催の人材育成研修会等に参加できるよう支援策を講ずることなどにより、福祉人材の育成を図る。	障害福祉課

### (3) 事業所等との情報共有等、連携の強化

障害のある人の重度化や高齢化、親亡き後に備え、当事者やその家族の不安の解消や、地域生活の基盤を確保するためのサービス提供体制の整備が重要であることから、障害のある人の生活全体を把握し、サービスの調整等を行う計画相談の利用促進や事業所等との連携を、より密にしていく必要があります。

施策項目	次期計画における取組	担当課
①事業所との情報共有の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援協議会相談支援部会において、情報の共有や意見交換を実施することなどにより、サービス等利用計画の質を高める。</li> <li>○求職者と事業所の双方に、福祉人材センターや福祉人材バンク等の紹介と活用を促すことなどにより、障害福祉に関するサービスに従事する者の人材確保を促進する。</li> </ul>	障害福祉課
②ケアマネジメント体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人のケアマネジメントが適切かつ円滑に行えるよう、計画相談支援の推進を図る。</li> <li>○計画相談事業所の連絡会や研修会を定期開催し、事業者間の課題共有および連携強化、相談員の資質向上を図る。</li> <li>○「指定特定相談支援事業所*」における計画相談支援が安定的に実施されるよう、事業所に対する支援を引き続き行う。</li> </ul>	障害福祉課
③働き・暮らし応援センター等関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「湖南地域働き・暮らし応援センター」や「滋賀障害者職業センター」、「滋賀障害者雇用支援センター」などを中心とした関係機関との連携強化を図り、障害のある人の就労支援や、就労定着に向けた取組を進める。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課